

# 学校図書館の現状と課題

坂井 君子

## はじめに

学校図書館は、小・中・高等学校（盲・聾・養護学校を含む）に設置される図書館で「学校教育において欠くことのできない基礎的設備」であり、「学校教育を充実する」ためすべての学校に設置されなければならない。その定義は、図書だけでなく広く学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し児童生徒及び教員の利用に供する事で、「学校の教育課程の展開に寄与」とするとともに、「児童生徒の健全な教養を育成」する事を目的とすると1953年に成立した学校図書館法にある。

## 学校図書館の現状

学校図書館がそのはたらきを学校教育の中で生かされるには、施設・資料・職員の3要素が機能する事である。特に職員について、学校図書館法第5条に、教諭をもって充てる「司書教諭」を置かなければならないとあるが、附則で「当分の間、置かなくてもよい」とあるため、職員の配置はなされず、このことが図書館の発展を阻害した。

職員不在の多くの学校図書館では、教諭が兼任で運営にあたっているが、授業や担任を持ちながらでは、図書館の仕事にさける時間はほとんどない。「本のある部屋」、特別教室の一つとしてみられ、鍵をかけておくか、放置された存在となるしかない。

このような状況の中で、法的根拠を持たない学校司書が学校現場の要請として高校を主に配置されてきた。全国で約7,000人の学校司書が学校図書館を支えているが、今の教育状況の中では、図書館を学校教育の中に生きた存在として位置づけるのは困難で、多くの学校図書館職員は日々の実践を通し苦慮している。大分県でも高校には県条例で6学級以上の学校に専任の学校司書が配置されている。小・中学校は、大野郡、玖珠郡、津久見市、臼杵市などわずかな市郡に学校司書が配置されているが、パート、二校兼務、PTA雇用、市町村費など雇用形態は様々である。

また、図書購入費が少なく新鮮で豊富な資料を提供できないという問題もあり、学校図書館が機能するには多くの課題がある。

## 学校図書館法改正

学校図書館法の不備から、専任職員の配置を求め、法が成立した2年後から全国SLAを中心に法改正運動が始まり、44年目の1997年6月によりやく法改正がなされ、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」という附則が削除された。このことにより、2003年までには全国の12学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることになった。

しかし、この法改正は附則撤廃だけで、司書教諭資格を持った教諭が発令される「充て司書教諭」で、授業や担任を持ちながらの兼務で図書館の運営にあたる。長い間の法改正運動の結果としては、不本意であり、専任職員の配置につながらないなど多くの問題を残している。

## 学習指導要領と図書館

2002年度から学校5日制が実施され、小・中学校は2002年度から、高校は2003年度の1年生から新教育課程に変わる。今回の改訂の特徴として、教科の枠を越えた「総合的な学習の時間」を設けたこと、高校で必修の「情報」を新設したことである。「総合的な学習の時間」のねらいとして、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」「学び方やものの考え方を身につけ、問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己のあり方生き方を考えることができるようにすること（高）」があげられている。学校図書館についても「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用をはかり、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する事」と記されている。今までも学校図書館は、ゆとりの時間、課題学習等、学習指導要領が改訂されるたびに振り回されてきた。

果たして今のままの学校図書館の施設・資料で改訂された学習指導要領に対応できるのだろうか。少ない予算、貧弱な施設・設備、そして前述したように専任職員の不在。学校の中の図書館として、学校の教育課程の展開に寄与することができ、児童生徒の読書意欲を高め、豊かな人間形成や情操を育てる図書館であるためには予算も含め、学校図書館の充実を図ることが最大の課題であろう。

(さかい きみこ 大分県立三重高等学校)

## 参考資料

図書館問題研究会・図書館用語委員会編『図書館用語辞典』角川書店 1982

塩見昇著『教育としての学校図書館』青木書店 1983

図書館問題研究会編著『図説 図書館のすべて』改訂新版 ほるぷ出版 1985

『学校図書館』第561号 全国学校図書館協議会 1997.7

## 引用文献

「学習指導要領における学校図書館関連の記述」『学校図書館』第582号 p49 全国学校図書館協議会 1999.4